

議案第14号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2月18日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成12年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「91,000円」を「92,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表7の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,

000円」を「4,650,000円」に改め、同表9の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所等の設置の許可の申請等に係る手数料の額を改定するため、この条例を制定するものである。